【記入例】

婚　姻　届

補記事項　あり・なし

受理　令和　年　月　日　第　号	通知(送付) 令和　年　月　日　第　号

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

令和 8年 11月 22日 届出

長野県小諸市 長 殿

		夫になる人	妻になる人
(1)	(フリガナ)	アサマ　タロウ	コモロ　スミレ
	氏名	浅間　太郎	小諸　すみれ
	生年月日	昭和・平成 3年 1月 25日	昭和・平成 5年 8月 30日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	長野県小諸市相生町 三丁目3 番地3 号 方書アパート名 小諸アパート 101	長野県北佐久郡御代田町 大字馬瀬口1794 番地6 号 方書アパート名
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	長野県小諸市相生町 三丁目3 番地 筆頭者の氏名 浅間 大介	長野県北佐久郡御代田町 大字馬瀬口1794 番地6 筆頭者の氏名 小諸 一郎
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	父 浅間 大介 / 母 浅間 花子 / 続き柄 長男	父 佐久 一平 / 母 小諸 さくら / 続き柄 二女
		養父 / 養母 / 続き柄 養子	養父 小諸 一郎 / 養母 / 続き柄 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 ☐妻の氏	新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 長野県小諸市相生町三丁目3 番地
(5)	同居を始めたとき	平成・令和 7年 7月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください） ☐未挙式・未同居	
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 平成・令和 年 月 日）	妻 ☐初婚 再婚（☐死別 ☑離別 平成・令和 5年 4月 3日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 / 妻 ☑ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名（※押印は任意）	夫 浅間 太郎 印	妻 小諸 すみれ 印
	事件簿番号		

1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
6.仕事をしている者のいない世帯

令和 年 月 日 午前午後 時 分受領	
夫	☐免 ☐旅 ☐マ ☐その他 ☐無 ( )
不受理	☐有 ☐無
通知	☐要 ☐不要
妻	☐免 ☐旅 ☐マ ☐その他 ☐無 ( )
不受理	☐有 ☐無
通知	☐要 ☐不要
使者	☐免 ☐旅 ☐マ ☐その他 ☐無 ( )
送付	令和 年 月 日

確認	通知

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	
夫	電話 0267(22)1700
妻	電話 080(○○○○)○○○○

※日中連絡の取れる電話番号を書いてください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

※休日及び平日時間外に届出書を提出する場合は事前に市民課(戸籍担当係)で審査を受けてください。

証人		
署名（※押印は任意）	浅間 大介 印	長野 美咲 印
生年月日	昭和・平成 46年 1月 1日	昭和・平成 2年 6月 17日
住所	長野県小諸市相生町三丁目 3番地 3番 3号 方書・アパート名 小諸アパート 101	長野県小諸市大字御影新田 1985番地 番 号 方書・アパート名
本籍	長野県小諸市相生町 三丁目3 番地	長野県佐久市猿久保 890 番地4

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1　台湾
2　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。

「運転免許証」や「マイナンバーカード」など、写真が貼り付けられている官公署発行の身分証明書の提示をお願いします。
上記の身分証明書をお持ちでない方も届出はできます。
なお、身分証明書で本人確認ができなかった届出人に対しては、届出があったことを郵便でお知らせします。

婚姻によって、住所等が変わる方は、別途、住民異動届(転入・転居等)の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
なお、婚姻届と同時にこれらの届出をするときは、住所欄に変更後の住所を書いてください。
開庁時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。